多利用型統合的海域管理計画のデザイン案 目 次(案)

- 1. はじめに
- (1) 計画策定の背景・目的
- (2) 計画の目標
- (3) 対象地域
- 2. 保護管理の基本的な考え方
- (1) 基本方針
- (2) 知床の海洋生態系の概要と保護管理の考え方
- (3) 各構成要素の保護管理の考え方
 - a. 海洋環境
 - j 海洋環境
 - ii 漂流漂着ゴミ
 - b. 水産資源
 - c. 海棲ほ乳類
 - d. 海鳥・海ワシ類
 - e. その他
- 3. 保護管理措置
- (1)海洋環境
 - a. 調査研究・モニタリング
 - b. 保護管理措置
- (2) 指標種
 - a. サケ類(シロザケ・カラフトマス)
 - b. スケトウダラ
 - c. トド
 - d アザラシ類
 - e. オオワシ
 - f. オジロワシ
- (3) その他構成要素 海洋レクリエーション
- 4. 管理体制と運営

多利用型統合的海域管理計画のデザイン案

1. はじめに

(1) 計画策定の背景・目的

- ・ LUCNの評価書、世界自然遺産登録基準等を基に記載。
- 知床世界自然遺産区域の海洋生態系を守るための方策を定めることを記載。

(2) 計画の目標

「持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みと海洋生物や海洋生態系の保護管 理の両立」とする。

(3) 対象地域

- ・ 距岸3kmまでの遺産地域内海域(図面を添付)
- 保護管理の基本的な考え方 2.

(1) 基本方針

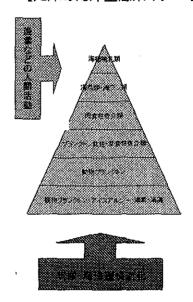
- 持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みと海洋生物や海洋生態系の保護管理 の両立を維持するため、漁業関係規則や漁業者・漁業団体が当海域で実施している自主 管理措置といった漁業関連のルールを基調として本計画を策定する。
- (2) 知床の海洋生態系の概要と保護管理の考え方
- ・ 因果関連図に基づき多利用型統合的海域管理計画の基本的考え方を整理

因果関連図(相関図)を挿入し、その趣旨・概要を説明

(因果関連図) 地域生活権の保証と安定 漁業と観光産業の運動 海洋レクルニンシンの過正化 水産物無路の変動子測 海系 海ワシ版の 簡関類の追覆と 被害実施制度 水域・水研などによる 知床の沿岸環境変化、 北方四島の高洋 生態系の保全 オポーツク海と隣接海域の水産資源変化 オネーツク海と隣接海域の海洋環境変化 地球規模での気候変化に伴う海洋生懸糸の変動(現状の把握と予測)

・ 「知床の海洋生態系イメージ図」(下記)に基づき、当海洋生態系の概要、構成要素、 指標等の考え方につき記述。

【知床の海洋生態系イメージ図】



(イメージ図の解説概要)

- 知床の生態系は、海氷藻類から始まる栄養段階の中で魚介類や海棲ほ乳類、海ワシ類などの生物が生息。
- 特徴的な海洋環境により多種多様な生物が生息し、海洋生態系が豊かである。
- これらの連鎖は漁業などの人間活動と調和した形で成り立っている。
- 豊かな生態系のなかで、高い漁業生産が維持されてきていること。
- この調和している現状のバランスが崩れないように保護管理することにより、知床の海 洋生態系は維持される。
- このため、生態系を支える海洋環境を保全するとともに、各々の栄養段階を構成する代表種ごとに、指標となる種を選定し、これをモニタリングすることにより、これらの持続的資源管理と順応的管理により海洋生態系の保全に努める。
- 海域管理のために、生態系を構成する諸要素を適当な少数グループに区分する。
- 海洋生態系の保全では、陸域生態系との相互関係に留意する必要がある。
- ・ 指標種以外の構成要素については、調査研究やモニタリングにより適切に把握するとと もに、その結果を保護管理措置に適切に反映し、順応的に見直す。
- 海洋レクリエーションなどの人間活動についても、生態系の保全に十分に配慮する。
- (3) 構成要素の保護管理の考え方

a. 海洋環境

(基本的な考え方)

i 海洋環境

・ 当海洋生態系を支えている海洋環境及び指標種以外の構成要素については、調査研究やモニタリングによりその動向を的確に把握していく。

- 開発行為に関しては、各種法令等により適切な規制を行い、当海域の適切な保全を図る。
- ・ 当海域の適切な保護管理のためには、更にその外側に広がる海域の環境についても配意 する必要があることから、周辺海域における各種情報の収集も合わせて行う。

ii 漂流漂着ゴミ

・ マリンデブリス・漂着ゴミによる海洋生態系への悪影響の軽減及び漁場環境の保全

b. 水産資源(魚介類)

(指標種選定の考え方とその特徴)

- 豊かな生態系に支えられた水産資源を利用した漁業により地域が発展してきた観点
- ・ 漁業関係の法令や漁業者の自主的な取組により、適切な保護管理が図られてきた観点
- ・ 引き続き水産資源を適切に保護管理し、その持続的利用を図る観点
- ・ 漁業生産を支える重要な水産資源であり、多くの鳥獣の主要な餌資源という視点から指標種を選定。
- ・ 陸域生態系と海域生態系の物質循環の構成要素としての視点から指標種を選定。 (指標種)
- サケ類(シロザケ・カラフトマス)
- スケトウダラ

c. 海棲は乳類

(指標種選定の考え方とその特徴)

- ・ 希少種・絶滅危惧種の個体群存続など生物多様性保全の観点
- ・ 生態系の要となる種個体群の保全など、海洋生態系保全の観点
- ・ 漁業被害防止(トドは、冬期間に繁殖地から本道沿岸域に来遊し、大きな漁業被害をもたらす)など持続可能な漁業の発展の観点。
- ・ トドは知床世界自然遺産地域及び周辺海域のみの視点で管理することは、極めて困難。 このため、全道的な視点での保護管理と漁業被害の防止を図る。

(指標種)

- ・ アザラシ類

d. 海鳥・海ワシ類

(指標種選定の考え方とその特徴)

- ・ 希少種・絶滅危惧種の観点
- 海洋生態系の上位に位置する種

(指標種)

- ・オオワシ
- ・ オジロワシ

e. その他

海洋レクリエーション

(基本的な考え方)

- 海洋生態系への悪影響の軽減
- ・ 適正な利用の推進

3. 保護管理措置

(1)海洋環境

- a. 調査研究・モニタリング
 - 気象、水象、流氷動態等についての観測態勢
 - ・ 海洋観測等による漁場環境の監視
 - 指標種以外の構成要素、種についてのモニタリング調査の実施
 - 沿岸浅海域での生物群集構造の把握
 - ・ 陸域生態系と海域生態系の物質循環の把握
 - 海洋生態系の栄養段階と物質循環の動態の把握
 - ・ 周辺海域における各種情報の収集、状況の把握

b. 保護管理措置

- 開発行為の規制及び海洋汚染の防止
 - ▶ 埋め立て行為等の自然公園法による規制
 - > 海洋汚染の水質汚濁防止法等による防止
 - 漁業調整規則による海面及び内水面における有害物の遺棄又は漏泄の禁止
 - ▶ 漁業権設定漁場における岩礁破砕や土砂採取等の行為の制限
 - ▶ サケ類の稚魚放流期及び親魚遡上期における河川環境等の保全
- マリンデブリス、漂着ゴミ
 - ・ 地元での取り組み
 - ・ マリンデブリスの現状把握

(2) 指標種

- a. サケ類(シロザケ、カラフトマス)
- ・ 法令及び規則に基づく保護管理措置の実施
- ・ 人工ふ化放流による資源の増殖の実施
- 漁業権による漁業管理措置の実施
- ・ 資源の適正な利用に向けた漁業者の自主管理措置への支援

b. スケトウダラ

- ・ 漁獲可能量の設定による管理措置の実施
- ・ 知事許可による漁業管理措置の実施
- ・ 未成魚や産卵親魚の保護に向けた漁業者の自主管理措置への支援

c. **トド**

- ・「漁業法」に基づく北海道連合海区漁業調整委員会指示による採補の制限
- ・ 個体数、回遊状況、摂餌行動や食性等に関する調査の実施(水産庁と要調整)
- 漁業被害状況の把握
- 漁業被害防止対策の実施
 - ▶ トドに破られにくい強化網の小定置網への導入及び強化刺し網の開発・普及
 - ▶ 漁業被害防止のための威嚇及び採捕
 - ▶ 「漁業法」に基づく北海道連合海区漁業調整委員会指示による採捕の制限

d. アザラシ類

- ・ アゴヒゲアザラシ、ゼニガタアザラシ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケア ザラシの5種についての「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく適正な 管理の実施。
- ・ モニタリングにより、個体数動向等を把握。

e. オオワシ

- ・ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」及び「鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律」・「文化財保護法」に基づく捕獲、殺傷、譲渡し等の規制
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づいて策定された「オオワシ保護増殖事業計画」に基づく保護増殖事業の実施

f. オジロワシ

- ・ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」及び「鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律」・「文化財保護法」に基づく捕獲、殺傷、譲渡し等の規制
- ・ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づいて策定された「オ ジロワシ保護増殖事業計画」に基づく保護増殖事業の実施

(3) その他構成要素

海洋レクリエーション (→利用適正化検討会議の成果を反映)

- 「知床国立公園利用適正化検討会議」での利用ルール検討
- ・ 関係行政機関による「知床岬地区利用規制指導に関する申し合わせ」による知床岬への レクリエーション目的による立ち入りの制限
- ・ 海鳥類(絶滅危惧種ケイマフリ、ウミウ、オオセグロカモメ等)への悪影響の軽減

▶ 遊漁船、観光遊覧船等への要請

4. 管理体制と運用

(計画策定主体)

環境省、(林野庁)、(水産庁)及び北海道とする。

(合意形成)

- ・ 関係団体、地元住民等と合意形成を図りながら各保護管理措置を進めていく。
- ・ 各保護管理措置の方針や各種の調査結果等の情報については速やかに公開する。

(科学委員会からの助言)

- ・ 計画の実施に当たっては、「世界自然遺産地域科学委員会」から必要な助言を得る。 (協力・支援)
- ・ 計画策定主体は、斜里町、羅臼町、その他行政機関、北海道大学などの研究機関、漁業協同組合などの関係団体と協力、連携して計画を推進する。

(計画期間と順応的管理)

- ・ 計画の期間は平成**年度までの5か年とし、知床世界自然遺産地域及び周辺海域の生態系の変化、保護管理措置に関する評価を踏まえ、概ね5年ごとに計画の内容を見直し、所用の変更を行う。
- ・ 順応的管理の考え方に基づき、モニタリング調査等の結果を踏まえ、必要に応じ見直し を実施。
 - ▶ 調査結果の情報公開・共有の仕組み(「知床アトラス」)

(他の枠組み等との連携)

・ 世界自然遺産地域連絡会議、知床国立公園利用適正化検討会議、エコツーリズム推進協議会、(その他必要に応じ北海道開発局、森林管理局の枠組み等を記載)等との連携を図る。

別添 調査研究・モニタリング一覧表

(記載項目)

· 調查項目、目的、実施主体、実施年度